

明治初年の教科書に見る仮名の表記

Notation of the Japanese Syllabary seen in the Textbook of the Meiji first Year

高 城 弘 一

共通教育科目非常勤講師

抄録：

今日の平仮名と片仮名の字母・字形（五十音図）に統一したのが、明治33年の「小学校令」の「施行規則第十六条」および「第一号表」といわれる。明治初年の教科書で、仮名の表記が特徴的である『傍訓單語篇』、『幼童初學』、『学校童子訓』をもとに、平仮名および片仮名の表記に新しい見解を見出した。特に、『幼童初學』、『学校童子訓』の平仮名五十音表記では、現行の平仮名と字形に異同があるものは、「お」（「於」の変体仮名）のわずか1例のみであり、字母に関していうならば、すべてが現行の五十音と一致しているのを見出し、『幼童初學』と『学校童子訓』との関係を考察するに及んだ。

Summary：

“The 16th article of the enforcement regulations” and the “No. 1 table” of “Elementary School Order” in Meiji 33 unified the printing type of hiragana and katakana of today (Japanese syllabary table).

With the textbook of the first year of Meiji, the notation of the Japanese syllabary was given a new view for the notation of a hiragana and katakana based on characteristic “Boukuntangohen”, “Youdousyogaku”, and “Gakkoudoushikun”.

Especially with the hiragana Japanese kana syllabary notation of “Youdousyogaku” and “Gakkoudoushikun”, it was only one example of “お” (variant form of a kana letter of “於”) which is different from the present hiragana and type, and when it is related with the printing type and groaned, it was found that all were in agreement with the present Japanese kana syllabary, and attempted to consider the relation between “Youdousyogaku” and “Gakkoudoushikun”.

キーワード：明治33年、小学校令、施行規則第十六条、平仮名、片仮名、変体仮名、單語篇、傍訓單語篇、幼童初學、学校童子訓

Key words：Meiji 33, Elementary School Order, The 16th article of enforcement regulations, Hiragana, Katakana, Variant form of a kana letter, Tangohen, Boukuntangohen, Youdousyogaku, Gakkoudoushikun

1. はじめに

今日の平仮名の字母・字形（五十音図）に統一したのが、明治33年（1900）の「小学校令」の「施行規則第十六条」および「第一号表」といわれる。片仮名の字母・字形についても、同様に統一されることになった。

拙稿「明治三十三年『小学校令』による仮名の統一と混乱」^(注1)において、明治初年に見られる小学校教科書の平仮名の表記に関して、おおよそ「そ」（「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの）・「お」（「於」の変体仮名）・「え」（「江」）の三例に異同があるだけで、残りはすべて現行平仮名と一致するとし、字母に関していえば、「え」の字母は「衣」なので、まったく違う異同は「え」（「江」）だけということになると述べた。同様に、明治初年に見られる教科書の片仮名についても、ほとんどが現行片仮名とぴたりと一致し、通常は、江戸時代からの流れを受けて、「ネ」を「子」、「中」を「井」、もしくはそのどちらかになっているのがほとんどであると確認した。

ここで重要なのは、明治33年（1900）になって、ある音に際し、複数存在する仮名の字母・字形の中から一つを選出したということではないのである。その下地は、江戸時代よりの伝統に立つものと報告した。

今般の拙稿では、その後新たに落手し、明治初年の教科書で、仮名の表記が特徴的である『旁訓單語篇』、『幼童初學』^(注2)、『学校童子訓』をもとに、平仮名および片仮名の表記に新見解を見出したので、ここに報告したいと思う。

1. 『旁訓單語篇』の場合

拙稿「明治三十三年『小学校令』による仮名の統一と混乱」において、明治初年の小学校教科書の平仮名及び片仮名の表記の事例として、明治6年（1873）の『單語篇』を取り上げた。改めて、その特徴を確認しておきたい。

図Aのように『單語篇』巻頭掲載は、平仮名一覧である。これは五十音順ではなく、いろは順の形式ではあるものの、今日の平仮名と違うのは、

「お」（「於」の変体仮名）

「え」（「江」の変体仮名）

「ゆ」（「由」の変体仮名）

「も」（「毛」の平仮名をさらに省略。平安時代ではこちらが通行）

の4例で、それぞれ異同が見られる。残りはすべて現行平仮名と一致する。字母に関していえば、「え」の字母は「衣」なので、まったく違う異同は「え」（「江」）だけということになる。

明治初年に見る、多くの小学校教科書における平仮名の表記であるが、



図A

「そ」（「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの）

「お」（「於」の変体仮名）

「え」（「江」）

の3例に異同があるだけで、残りはすべて現行平仮名と一致する。字母に関していえば、『單語篇』と同様「え」の字母は「衣」なので、まったく違う異同は「え」（「江」）だけということになる。

江戸期まで、改まった「いろは」表記では、平仮名は「そ」（「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの）・「お」（「於」の変体仮名）・「え」（「江」）の3例にしか異同がないものがほとんどで、現行平仮名ときわめて近い。この3例の異同形式のものは、すでに南北朝時代にはでき上がっているものと稿者は推察している。

古く南北朝時代、尊円親王（1298～1356）によってすでに整理していたと考えられる。尊円親王は、（中略）平明な書風に見るように、親王の書論『入木抄』の思想に合わせて、手習い教育の基礎として、今日の平仮名字形の選定および原形を作ったと推定できるのである。（中略）後世、親王の書風は、青蓮院流として広く書かれ、江戸時代には、「御家流」として受け継がれ、尊円親王の書を模刻し、板行した手習い手本も多く出された。その字形と書風が広く行われることを通じて、現在の平仮名の原型となっていったのであろう。（注3）

以上のように、南北朝の尊円親王より、改まった場合のいろは歌の表記は、先述の3例以外、現行の平仮名字母・字形と同じで、その後の室町時代・安土桃山時代・江戸時代へと、一部では往来物や手習いの手本として、連続と引き継がれてくることになる。また、片仮名表記でも、ほぼ現行片仮名と一致するのである。

図Bのように『單語篇』の片仮名一覧で、明治初年、このように片仮名が現行片仮名とびたりと一致する例はきわめて稀である。通常は、江戸時代からの流れを受けて、「ネ」を「子」、「キ」を「井」、もしくは、そのどちらかになっているのがほとんどである。



図B

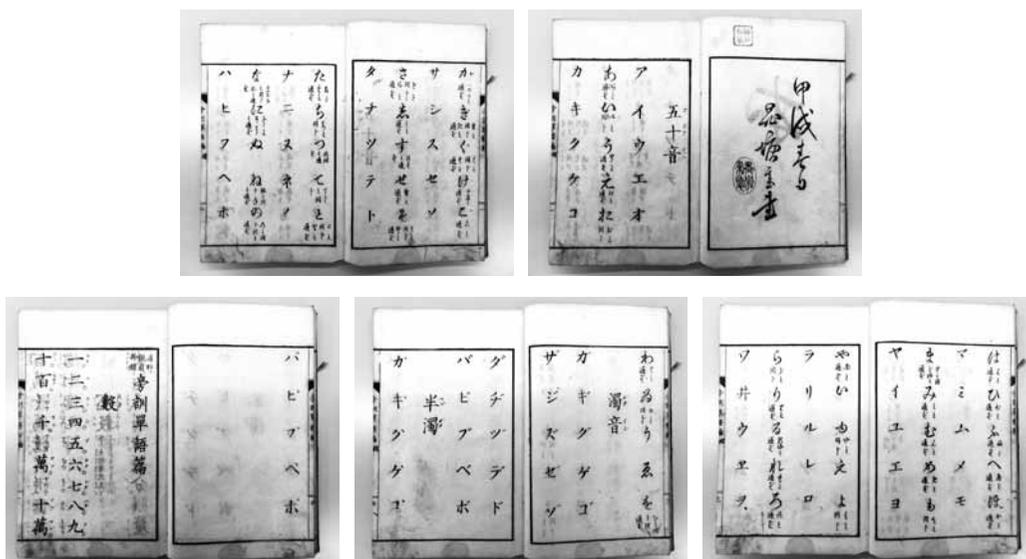


図C

それでは、『旁訓單語篇』(図C)を見ていきたいと思う。まずは、その書誌について記しておきたい(所蔵者によるものと思しき書き込みは記さない)。

題簽 不明(欠損)
 表紙裏 明治七年二月新彫
 浦野銳翁抄録 旁訓單語篇
 書肆 静岡江川町 廣瀬市藏上梓
 奥付 書林 静岡江川町 廣瀬市藏藏版
 内容 「五十音」(濁音・半濁を含む) 4丁
 「数」から「人品 附 家倫」まで 23丁
 寸法 タテ22・5×ヨコ15・1cm
 形状 袋綴装 四ツ目綴
 頁数 1冊 27丁

この『旁訓單語篇』は、東京書籍附設の教科書図書館である東書文庫にも収蔵があり、インターネットの蔵書検索(注4)によると、こちらは一に相当し、二まで所蔵するようである。請求番号は、380-24。また、国立国会図書館にも収蔵(注5)があり、こちらでは3冊本である。明治7年(1874)『旁訓單語篇』の刊行は、先の『單語篇』より遅れることわずか1年であるが、平仮名および片仮名の表記はどうか(図D)。五十音(「ゴジフイン」・ごじゅういん)として、平仮名と片仮名を交互に表記し、平仮名の真下には他に通行する、主として今日いう変体仮名を表記している点が特筆できよう。



図D

平仮名に関していうならば、現行の平仮名と字形に異同があるものは、

「お」（「於」の変体仮名）

「し」（「志」の変体仮名）

「ゆ」（「由」の変体仮名）

「ゐ」（「為」の変体仮名。※ほとんど平仮名と変わらない）

の4例のみである。

あ行・や行において、ともに平仮名の「え」を用いているのは、他に例のなかったものであるし、また、『單語篇』と同様であるが、「そ」（「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの）ではなく、平仮名の「そ」である点も注目しておきたい。一方、通常においては、平仮名の「し」を用いるところであるが、「し」（「志」の変体仮名）の表記は意外であろう。「お」（「於」の変体仮名）・「し」（「志」の変体仮名）・「ゆ」（「由」の変体仮名）・「ゐ」（「為」の変体仮名）の4例とも各平仮名の真下に、「お」・「し」・「ゆ」・「ゐ」と現行の平仮名を表記しているのである。ともあれ、現行の五十音の字形と比較すると、46/50で一致し、字母に関していうならば、「し」（「志」の変体仮名）以外の49/50が一致する。平仮名の真下の副次的なものを考慮すると、50/50、すなわちすべての現行の五十音の字形が揃っているのである。

次に、片仮名に関していうならば、現行の片仮名と字形に異同があるものは、

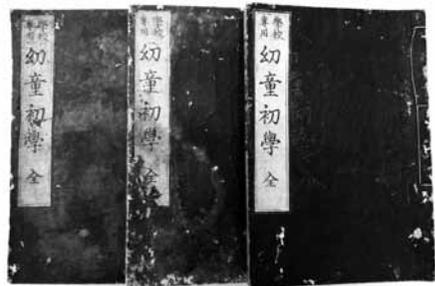
「井」（「井」の字母）

の1例のみである。濁音については現行の片仮名と字形が一致し、半濁については力行に一点のものを有するものの、他は現行の片仮名と字形が一致する。

以上のように、『旁訓單語篇』の平仮名は、明治初年の他の教科書に見る平仮名の表記よりも、現行の平仮名と字母・字形がきわめて近いものといえることができる。

2. 『幼童初學』の場合

ここでは、明治4年（1871）発行の『幼童初學』という教科書に注目したい。実のところ、『幼童初學』という同一書名で3冊架蔵している（図E、右よりⅠ・Ⅱ・Ⅲとする）。まずは、『幼童初學』Ⅰの書誌について記しておきたい。



図E

題簽 學校専用 幼童初學 全
表紙裏 明治四辛未年冬新彫
皇諡 年號 皇國名 五十音 都會名覽 名字盡
學校専用 幼童初學 全
皇都書肆 合書堂梓
奥付 「十干」、「十二支」、「八方」
明治四年辛未十月願上
同十一月御免許齣刻不免
輯者 京都宇喜多練要堂
皇都書林
東洞院通三条上ル町 村上勘兵衛
三條通御幸町角 大谷仁兵衛 (印)
御幸町通姉小路上ル町 藤井孫兵衛
寺町通三条下ル町 神先宗八
二條通高倉西入町 島林專助
内容 「皇諡」から「國盡」まで 23丁
「名字盡」、「五十音」(平仮名・片仮名) 2丁
寸法 タテ 22.1cm × ヨコ 15.1cm
形状 袋綴装 四ツ目綴
員数 1冊 25丁

『幼童初學』Ⅱは『幼童初學』Ⅰと比較すると、題簽、表紙裏、奥付、内容、形状、員数は全く同じであるが、寸法は、タテ 22.3cm × ヨコ 15.5cm と異同があり、摺りは『幼童初學』Ⅱの方が良さそうである。

『幼童初學』Ⅲは『幼童初學』Ⅰと比較すると、題簽、内容、形状、員数は全く同じであるが、表紙裏、奥付、寸法で異同がある。それらは、次の箇所である。

表紙裏 皇都書肆 合書堂梓 → 皇都書肆 三書堂梓
奥付 輯者 京都宇喜多練要堂 → なし
皇都書林 → 皇都書肆
東洞院通三条上ル町 村上勘兵衛 → なし
御幸町通姉小路上ル町 藤井孫兵衛 → 御幸町通姉小路上ル町 藤井孫兵衛 (印)
寺町通三条下ル町 神先宗八 → 寺町通三条下ル町 神先宗八 (印)
二條通高倉西入町 島林專助 → 二條通高倉西入町 島林專助 (印)
寸法 タテ 22.5cm × ヨコ 15.3cm

摺りに関しては、『幼童初學』Ⅰ・Ⅱと比較しても、『幼童初學』Ⅲは最も良好である。『幼童初學』は、東書文庫にも収蔵があり、インターネットの蔵書検索によると請求番号は295.3-58で、著者が「宇喜多練要堂」で発行者が「合書堂」になっている。したがって、『幼童初學』Ⅰ・Ⅱと同じ版と推察される。図Fとして、奥付を提示しておきたい。ちなみに、国立国会図書館には、『幼童初學』の所蔵が見られない。また、公的な機関では、京都府立総合資料館・大阪府立中央図書館国際児童文学館・東京学芸大学に所蔵が見られるが、いずれも合書堂梓本である。



図F

『幼童初學』は、先述の明治6年(1873)刊『單語篇』、明治7年(1874)刊『旁訓單語篇』よりも先行して板行された、明治初年の教科書である。巻末に平仮名および片仮名の表記があり、それらはどのような状態になっていようか(図G)。

平仮名に関していうならば、現行の平仮名と字形に異同があるものは、

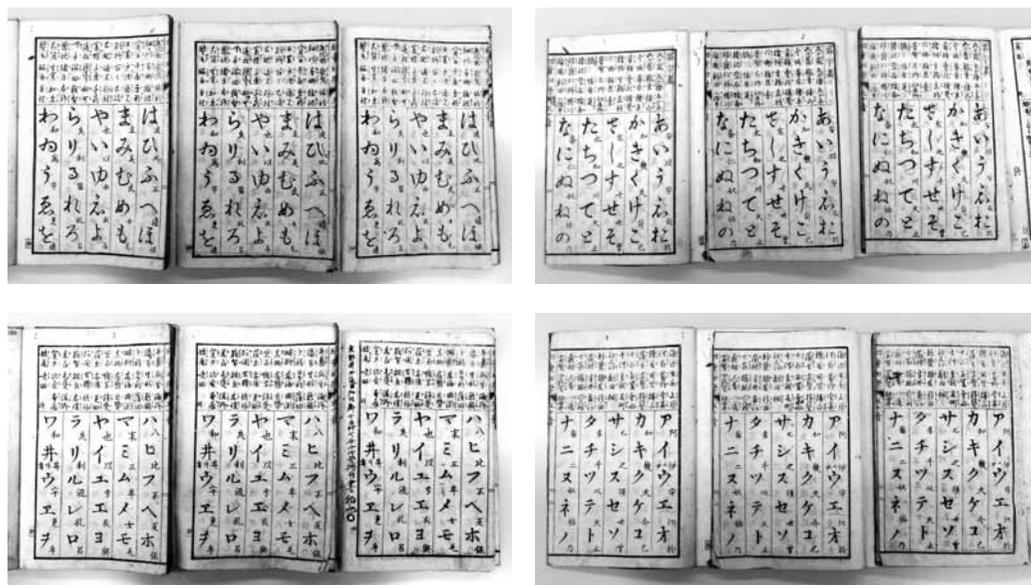
「お」(「於」の変体仮名)

のわずか1例のみである。現行の五十音の字形と比較すると、49/50で一致し、字母に関していうならば、50/50、すなわちすべての現行の五十音と一致していたのである。

次に、片仮名に関していうならば、現行の片仮名と字形に異同があるものは、

「井」(「井」の字母)

の1例のみである。

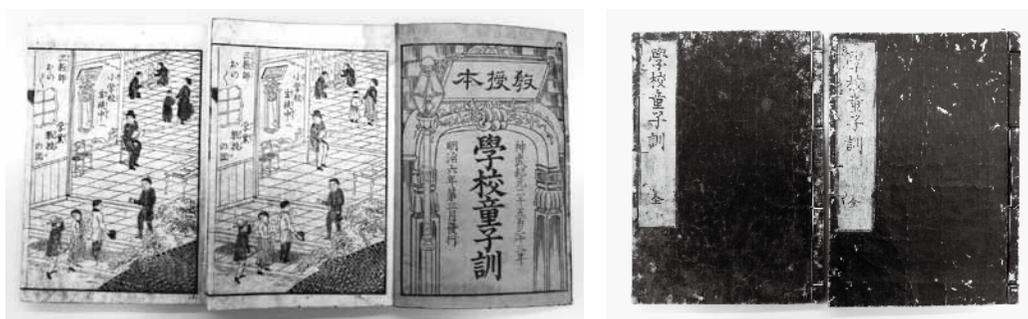


図G

以上のように、『幼童初學』の平仮名は、先述の『旁訓單語篇』や明治初年の他の教科書に見る平仮名の表記よりも、現行の平仮名と字母・字形がきわめて近いものといえることができる。すでに、明治4年(1871)にこのような形を成していたということは、驚愕に値するのではあるまいか。

3. 『學校童子訓』の場合

ここでは、明治6年(1873)板行の『學校童子訓』という教科書に注目したい。実のところ、『學校童子訓』という同一書名で2冊架蔵している(図H、右よりI・IIとする)。こちらも東書文庫にも収蔵があり、請求番号は380-82になっている。ちなみに、『幼童初學』と同様、国立国会図書館にはその所蔵が見られない。他の公的な機関でも、その所蔵がなさそうである。まずは、『學校童子訓』Iの書誌を見ていきたい。



図H

- 題簽 學校童子訓 全
表紙裏 教授本
神武紀元二千五百三十三年
學校童子訓
明治六年第三月發行
- 奥付 英學進歩 伊東經兒郎譯 中本全三冊 の広告
京都書肆 寺町三条下 神先向松堂
- 内容 「小学校の図」 1丁
「執筆図」、「文房用具」、「以呂波三昧」、「數字」、「十干」、「十二支」、「方」、「度」、「量」、
「衡」、「四季」、「五十韻」(平仮名・片仮名) 2丁
「皇諡」から「國盡」まで、「府縣名」 23丁
- 寸法 タテ 22.2cm × ヨコ 15.5cm
形状 袋綴装 四ツ目綴
員数 1冊 26丁

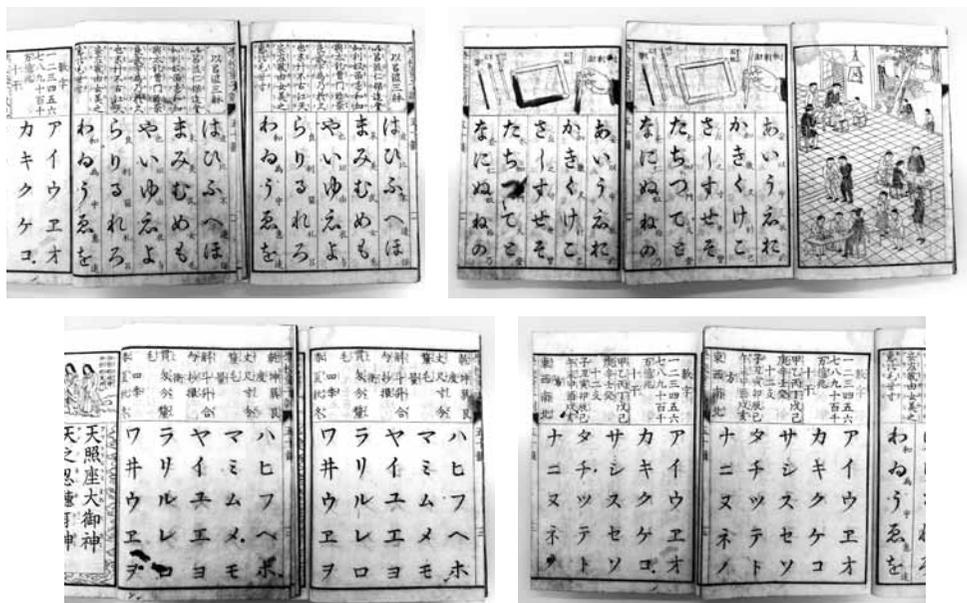


図 I

『学校童子訓』Ⅱは『学校童子訓』Ⅰと比較すると、題簽、内容、形状、頁数は全く同じであるが、寸法は、タテ 22.4cm × ヨコ 15.7cm と異同があり、表紙裏は欠損している。摺りは大同小異であろう。

『学校童子訓』は、先述の明治 6 年（1873）刊『單語篇』、明治 7 年（1874）刊『旁訓單語篇』とほぼ同時期で、明治 4 年（1871）刊『幼童初學』より後の板行となるものであり、巻末頭に近い 3 頁から平仮名および片仮名の表記がある。それらはどのような状態になっているであろうか（図 I）。

平仮名に関していうならば、現行の平仮名と字形に異同があるものは、

「お」（「於」の変体仮名）

のわずかに 1 例のみである。『幼童初學』と同様で、現行の五十音の字形と比較すると、49/50 で一致する。字母に関していうならば、50/50、すなわちすべての現行の五十音と一致しているのである。

次に、片仮名に関していうならば、現行の片仮名と字形に異同があるものは、

「井」（「井」の字母）

の 1 例のみである。これも、『幼童初學』と同様である。

以上のように、『幼童初學』の平仮名は、先述の『旁訓單語篇』や明治初年の他の教科書に見る平仮名の表記よりも、現行の平仮名と字母・字形がきわめて近いものといえることができる。明治 4 年（1871）刊『幼童初學』より遅れるものの、『幼童初學』と同様、すでにこのような形を成していたということに、やはり驚きを禁じ得ない。

『幼童初學』と『学校童子訓』の平仮名と片仮名は、きわめて酷似している。ここで、両者を

比較してみたいと思う。

『幼童初學』は明治4年(1871)、『學校童子訓』は明治6年(1873)の板行ということは、先述したところである。両者の記述内容は、「皇諡」「年号」「國盡」が骨格となっており、それに平仮名・片仮名の「五十韻(音)」が付加されていて、類似しているといえよう。この「五十韻(音)」であるが、『幼童初學』では巻末に、『學校童子訓』では巻頭の小学校風景2頁に続いて据えられている。『學校童子訓』には、「國盡」の後に「府縣名」も付加され、その上部には文明開化の賜物ともいうべき、西洋からの日用品・衣料品・調度品等の画とそれに伴う英単語(筆記体)・その読みが片仮名で記されている。これも『幼童初學』より時代が下ることによるものであろうか。『學校童子訓』所収の平仮名・片仮名上部の「執筆図」、「文房用具」、「以呂波三昧」、「數字」等も新たに加えられたようで、『幼童初學』には見られないものである。

『學校童子訓』所収の平仮名・片仮名の書風は、『幼童初學』に酷似しているので、『學校童子訓』が先行の『幼童初學』を下敷きにして、版下が書かれたものと推察する。そこで、平仮名・片仮名の字母・字形が同じということなのであろう。ただし、『學校童子訓』の片仮名の右下に付された各字母が、『學校童子訓』に字母を付していないのは、単なる忘却によるものであろうか。

おわりに

本稿では、まず、明治6年(1873)刊『單語篇』に見る平仮名・片仮名の表記が、現行のものとのどのような異同があるかを確認した。江戸期まで、改まった「いろは」表記では、平仮名は「そ」(「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの)・「お」(「於」の変体仮名)・「え」(「江」)の3例にしか異同がないものがほとんどで、現行平仮名ときわめて近く、この3例の異同形式のものは、すでに南北朝時代にはでき上がっているものとした。

明治7年(1874)刊『旁訓單語篇』の平仮名は、明治初年の他の教科書に見る平仮名の表記よりも、現行の平仮名と字母・字形がきわめて近いものということを確認した。

明治4年(1871)刊『幼童初學』では、現行の平仮名と字形に異同があるものは、わずか「お」(「於」の変体仮名)の1例のみで、現行の五十音の字形と比較すると、49/50で一致し、字母に関していうならば、すべての現行の五十音と一致していた。また、明治6年(1873)刊『學校童子訓』は、『幼童初學』をもとに改編したもので、『幼童初學』同様、現行の平仮名と字形に異同があるものは、わずか「お」(「於」の変体仮名)の1例のみで、それ以外は現行の五十音の字形と一致し、字母は、すべての現行の五十音と一致していることを確認した。ともあれ、ここまで現行の五十音と一致するのには驚きを禁じ得なかったのが実情である。

今後の課題として、明治33年より前の教科書等において、いろは歌や五十音で、現行の平仮名の表記とすべて一致する文献を渉猟し、どこまで時代が遡れるのか考察したいと思う。

注

- 1) 『実践女子短期大学紀要』第32号、実践女子短期大学、平成23年3月。
- 2) 『幼童初學』の「幼」の旁は、「初」の旁のように「刀」であるが、通例の「力」にした。また、「初」は示偏であるが、通例の衣偏にした。
- 3) 河内君平・高城弘一『書道テキスト1：書道学概論』、二玄社、平成23年7月。
- 4) <http://www.tosho-bunko.jp/search/>
- 5) <http://iss.ndl.go.jp/>